

## 消費者教育推進法施行に伴う本県の消費者教育推進計画策定等への対応について

### 1 消費者教育推進法及び同法に基づく国の基本方針

- 消費者教育を総合的・一体的に推進することを目的に平成24年12月、「消費者教育推進法」が施行
- 同法では都道府県・市町村に対し、国の基本方針に基づいて「消費者教育推進計画」を策定すること及び「消費者教育推進地域協議会」を組織することを努力義務として求めている。
- 国では同法を受けて、平成25年6月「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定。これは、消費者教育推進の基本的な方向や推進の内容を定めるとともに、都道府県や市町村の消費者教育推進計画の基本となるもの。

### 2 本県における消費者教育推進計画策定等への対応

- 計画策定については、現行の「岩手県消費者施策推進計画」の「消費者に対する有用な情報や教育機会の提供」の分野を充実させ、それをもって本県の消費者教育推進計画とする。
- 現行の「岩手県消費者施策推進計画」は平成26年度に終期を迎えることから、この改定に併せて平成26年度内に次期計画を策定することとする。策定の大まかな流れとしては、平成26年度当初に策定作業を開始し、12月頃にパブリックコメントを実施、年度末策定を予定している。
- 消費者教育推進地域協議会の設置については、当審議会でその役割を担う形とする。